

平成17年度 財団法人尾瀬保護財団事業計画  
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1 実施方針

財団設立満10周年を迎え、『自然の宝庫 尾瀬』の優れた自然環境の保全と適正な利用を一層推進するため、次の事項を基本方針とし、関係機関や団体との緊密な連携の下に、自然への理解や適正利用に関する普及啓発、環境保全対策等の取組みを進める。

- (1) 環境への負荷低減と快適な利用に向けた平日利用及び分散利用の推進
- (2) 利用者の立場に立った適切な施設維持管理と情報提供の推進
- (3) 尾瀬の利用を通じた身近な自然に対する保護意識の醸成
- (4) 尾瀬並びに財団の将来を見据えた活動の展開
- (5) 尾瀬に関わる地域や住民、関係団体・機関との連携強化

2 事業計画

(1) 利用者啓発事業

尾瀬の利用者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、尾瀬の貴重な自然について理解を深めるための自然解説活動等を行う。

**入山者啓発事業**

ア 尾瀬の入山口における啓発活動

主な入山口(鳩待峠口・沼山峠口・大清水口)において、入山者へのマナー啓発、利用案内などを尾瀬ボランティアの協力を得て実施する。

また、尾瀬の環境美化や利用者マナーの向上を図るため、関係団体や尾瀬山小屋組合と連携して、ゴミの持ち帰り運動を引き続き実施する。

なお、軽装者の事故防止の観点から、最も入山者の多い鳩待峠口で、貸し靴(登山靴)事業を引き続き実施する。

イ 尾瀬ガイドの実施

利用の分散と適正な利用を図る観点から、環境省及び尾瀬山小屋組合と連携し、尾瀬ツアーを計画している旅行会社及び尾瀬関係書籍の出版社等を対象にして、尾瀬の現状と適切な利用方法などを説明し、利用者へのマナー啓発や利用の分散化への協力を呼びかけるガイドンス(説明会)を開催する。

開催場所:東京(従来、毎年開催してきた大阪は、隔年開催とする)

開催時期:平成17年12月上旬(予定)

ウ 尾瀬ボランティアの活動支援

尾瀬の入山口での利用案内やマナー啓発、平日の「お話しボランティア(スポット解説)」や植生復元活動等、尾瀬ボランティアの活動をコーディネートし、活動内容の充実を図る。

また、尾瀬ボランティアの資質の向上を図るため、インタープリテーション講座や現地研修会を開催する。

エ 平日利用及び利用分散化の啓発

尾瀬の平日利用と利用の分散化を促進するため、関係機関・団体と連携し、セルフガイドや各種パンフレットを活用した入山口の利用案内などを行う。

オ 尾瀬自然解説ガイド事業

利用の分散化、入山者のマナーの向上や自然体験等の充実及び安全確保の観点からガイド利用の促進を図るため、次の事業を実施する。

・尾瀬ガイドネットワーク事業

尾瀬に関わるガイド事業者間の連携強化、資質向上等を目的に平成16年度発足した尾瀬ガイドネットワークを対象に、ガイド事業に係る課題解決や相互協力及びガイド技術の向上などに関する研修会等を開催する。

・尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の普及を図るため、平成16年度までに養成したガイドによる尾瀬自然解説ガイドを、尾瀬ヶ原地区及び尾瀬沼地区で引き続き実施する。

また、ガイドのスキルアップのため、研修会を開催する。

**自然解説事業**

ア 自然解説事業

尾瀬の自然環境にふさわしい利用方法の啓発を行うとともに、利用者が豊かな自然の一端に触れ自然の大切さについて認識を深めることを目的として、尾瀬山の鼻及び尾瀬沼の両ビジターセンターの職員による自然解説活動を実施する。

イ ネイチャースクールの開催

豊かで美しい自然の中で、自然と人との関わりを考える場として、一般を対象にしたネイチャースクールを開催する(第8回目)。

時期: 7～8月頃 場所: 魚沼市近辺

**指導者養成事業**

ア 指導者の養成

財団活動の充実を目的として、長期的視点から、財団職員の資質向上を図るため、各種研修会への派遣、現地視察等、指導者としての養成を計画的に進める。

イ 導入研修(新規採用職員等研修)

円滑な業務運営を図ることを目的に、新たに財団職員として勤務する者を対象に、職員としての心構え、財団業務に関する一般的知識及び接客応対などの知識を身につける研修を実施する。

ウ 利用者啓発のための資料収集

職員が入山者啓発及び自然解説活動を効果的かつ適切に行うために必要な資料の収集及び整理を積極的に進める。

**啓発PR事業**

尾瀬の自然や財団活動への一般の理解を深めるため、「第7回尾瀬フォーラム」を開催する。

また、NHK(前橋・福島・新潟放送局)との共催により「第10回『わたしの尾瀬』フォトコンテスト」を実施し、入選作品の写真展や尾瀬昔の写真展などを福島、群馬、新潟の3県を中心に開催する。

さらに、尾瀬の交通対策の内容周知や、平日利用推進、マナー向上を啓発PRするためのパンフレット等を作成する。

これらのほか、尾瀬の保護と適正な利用について広く啓発するため、群馬県や新潟県で開催される環境フェアに参画出展する。

(2) 環境保全事業

**植生復元事業**

尾瀬地域内の荒廃湿原等の植生を復元するため、尾瀬ヶ原地区 - 横田代 - (群馬県)や沼尻地

区(福島県)などの植生荒廃地について、環境省、群馬県及び福島県から受託し、復元作業等を実施する。

#### **至仏山保全対策**

至仏山保全緊急対策会議において、平成16年度までに行った調査研究結果を踏まえ、至仏山保全のための事業について検討するとともに、至仏山の気象観測業務を群馬県から受託し実施する。

#### **(3) 施設管理事業**

環境省、群馬県から尾瀬地域内のビジターセンターや公衆トイレなどの施設管理を受託実施し、尾瀬の自然の保護と適正な利用の推進を図るとともに、荒天時の通行止めなど現地での緊急事態に対応し、適切な情報提供を行う。

#### **施設維持管理事業**

尾瀬地域内の利用施設の効率的な管理を図る観点から、各種施設の設置者から維持管理を受託し、実施する。

ア 尾瀬沼ビジターセンター(環境省)

イ 尾瀬山の鼻ビジターセンター(群馬県)

ウ 公衆トイレの維持清掃

尾瀬沼集団施設地区公衆便所(尾瀬沼地区運営協議会)

尾瀬山の鼻公衆トイレ、竜宮公衆トイレ(群馬県)

#### **利用対策事業**

自然災害などの緊急時対応として、必要に応じて誘導及び案内板の掲出を行う。

#### **(4) 調査研究事業**

国立公園の適正利用の推進方策や尾瀬の課題解決のための方策を検討する「国立公園利用適正化推進事業(仮称)」を環境省から受託し、尾瀬にふさわしい利用のあり方等について調査研究を行う。

#### **(5) 顕彰事業**

尾瀬に限らず広く湿原を保護することを目的として、湿原に関する学術研究の進展を図るため、優れた業績を挙げた若手研究者に「第9回尾瀬賞」を授与する。

#### **(6) 友の会事業**

財団事業に対し一般から広く支援を求めるため、現地のビジターセンターや各種イベント会場等で広く加入を呼びかけ、友の会会員の拡大を図る。

#### **(7) 財団設立十周年記念事業**

尾瀬保護財団設立満十周年を機に、これまでの尾瀬、今後の尾瀬を考える機会として、次の事業を行う。

#### **記念式典・シンポジウム等の開催**

尾瀬の保全又は適正利用の推進に貢献のあった功労者を特別表彰するとともに、尾瀬の在り方等をテーマとした記念シンポジウムを開催する。

開催時期: 12月17日(土) 開催場所: 有楽町朝日ホール

#### **記念誌の発行**

尾瀬保護財団の10年のあゆみを振り返り、まとめた冊子を作成し、関係者に配付する。

#### **(8) 財団の運営**

#### **理事会、評議員会の開催**

通常理事会、評議員会を6月と3月に開催する(いずれも予定)。

### **尾瀬サミットの開催**

財団役員をはじめとした尾瀬に関わる人々が一堂に会し、尾瀬に関する問題等について、自由に話し合う場として「尾瀬サミット2005」を群馬県片品村において開催する。

開催時期：8月中旬

### **企画運営委員会の開催**

財団が取り組む各種事業について、効率的・効果的な推進方策を検討するため、企画運営委員会を開催する。

### **尾瀬地域関係者連絡会議の開催**

尾瀬地域における関係者の情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため、環境省、3県1市2村、東京電力、山小屋組合等を構成員とする連絡会議を開催する。

### **寄付金の募集**

財団の財務基盤を強化するため、特定公益増進法人の指定制度を活用し、寄付金の促進を図る。

#### (9) 物品の販売(特別会計)

自然環境保全意識の醸成とともに財団事業費の財源を確保するため、尾瀬の自然理解や、安全かつ適正な利用に資するガイドブックや地図等を中心とした物品、卓上式尾瀬フォトカレンダー、さらには「ぐんま自然環境カレンダー(群馬県作製)」の販売を行う。

#### (10) その他

### **尾瀬カードの募集**

財団の活動財源を確保するため信販会社と提携して発行している尾瀬カードを引き続き募集する。